

あなたの命を守る マイナ救急実施中 2025. 10月1日～

実施救急隊数：4 隊

マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



総務省消防庁

鹿角広域行政組合消防本部

FDMA
住民とともに



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます

お問い合わせ
鹿角広域行政組合消防本部
警防予防課

TEL：0186-22-7325

【マイナ救急実証事業の概要】

マイナ救急とは、マイナ保険証を利用し、救急隊保有のカードリーダーで、傷病者の情報（医療機関、既往歴、薬剤情報、特定健診情報）を読み取り、搬送先医療機関の選定など、より救急活動を円滑に行うための取り組みです。

もしものために、マイナ保険証の登録と、携行をお願いします。

※マイナ保険証の登録がなされていなければ使用はできません。ただし、マイナ保険証がなくても通常救急として対応します。

【運用開始】

令和7年（2025年）10月1日から

【マイナ保険証の準備を】



119番通報時、傷病者または家族の医療情報が不明な場合、通信指令員がマイナ保険証の準備を依頼しますので、救急車到着までに準備をお願いします。

【マイナ救急の対象者】

- ① マイナ保険証を登録、所持している方
- ② 医療情報閲覧の同意が得られる方



注）傷病者の状態が重篤で同意が得られない場合、救命のため同意なしに医療情報を閲覧する場合があります。